

# 国際標準記録史料記述の一般原則：ISAD(G)と方法としてのコンテキスト

## - 目録記述の目的と方法 -

柳沢芙美子\*

1. はじめに
2. ISAD(G)の記述対象と階層設定
3. ISAD(G)における「コンテキスト」
4. まとめにかえて

### 1. はじめに

国際標準記録史料記述の一般原則(General International Standard Archival Description: ISAD(G))は、1994年(平成6)に国際文書館評議会(International Council on Archives: ICA)の記述標準特別委員会が採決し、ICAが承認したアーカイブズ資料(以下「資料」と表記)の目録記述の国際標準<sup>1)</sup>である。5年ごとの見直しが予定され、すでに1999年に第2版<sup>2)</sup>が公表されている。

こうした欧米における資料編成・記述の手法は、一方で、明確な組織・作成部課を前提としている行政文書においては、従来の「経験的模索で見いだしていた方法論」<sup>3)</sup>を裏付けるものであり、収蔵資料の概要(フォンド)や部課(サブフォンド)の記述に取り入れる動きやホームページでのデータベース検索として提示する機能が現れてきている<sup>4)</sup>。

他方、個人・家・諸団体が複合的に蓄積してきたいわゆる古文書については、資料群(フォンド)レベルの目録として国文学研究資料館史料館『史料館収蔵史料総覧』(1996年)が刊行され、同館の「史料情報共有化データベース」によって、「全国の歴史資料保存利用機関が閲覧公開する史料情報を、学術研究・史料保存活動に関係する人々をはじめ、歴史資料に興味をもつ全ての人びとに、インターネットを通じて広く提供することを目的に」ISAD(G)第2版に準拠したモデルが公開<sup>5)</sup>された。しかし、全般的には資料群を限定した「試験的試み」<sup>6)</sup>の域をいまだ出しておらず、「国際的な標準化への日本の対応は全体的にみて必ずしも積極的でない」<sup>7)</sup>、「ICAの国際標準と日本の伝統との接点が見いだせずに混乱している」<sup>8)</sup>との現状認識に頷かざるをえない。

このことは、たんに国際標準にどう対応するかをめぐる混乱に止まらず、国内で資料の編成・目録記述について活発な議論が積み上げられてきていない結果でもある。本稿ではこうした現状をうむ要因の一端が、ISAD(G)は、資料群の体系的秩序を復元(あるいは体系的構造に照応)した目録記述を不可欠としているという理解にあるととらえ、ISAD(G)で提起されている目録記述の方法論を明確にしたいと考えた。

資料の編成は、資料の調査、受入れ、整理、補修、保存、利用のすべての領域にわたる作業<sup>9)</sup>であ

---

\* 福井県文書館企画主査

り、文書館業務の根幹をしめる。

長沢洋氏はこの資料の編成を、編成する者の実践にひきつけた視点から「史料整理(=編成、引用者)とは、整理者によって情報が生み出される行為のことである」<sup>10)</sup>と表現している。この編成の過程で生み出される様々な情報を、学的に記録・検証し、目録記述に反映させながら、結果として利用しやすい目録として一般に提供するという目的は、研究機関、資料保存利用機関、自治体史編さん、市民による調査団体など、それぞれの直近の課題によって重心のずれがあるものの、ひろく共有されるものではないだろうか。

ここでのISAD(G)をめぐる議論は、直接には行政文書、団体、個人、家などの諸資料群を含む福井県文書館の収蔵資料全般に適用できる目録記述のあり方、その情報提供の質を高めていくという実践的な関心から取りあげられたものである。結果として編成・目録記述の方法論を鍛え、また標準化への議論を少しでも深めることができればと考えている。

本稿では、ISAD(G)においては、「フォンド」<sup>11)</sup>尊重の原則がもっとも重視され<sup>12)</sup>、同時に資料群の「コンテキスト」を説明する具体的な記述要素が拡充されていることに注目したい。

この「コンテキスト」の概念については、それが編成・記述のための重要な方法視角であり、26の構成要素を括る7つの情報エリアのひとつ(「3 2コンテキストのエリア」)をなしているにもかかわらず、ISAD(G)初版・第2版を通して明確に定義されていない。資料群の成立と管理の経緯とともに編成・目録記述者の実践過程をも根拠づける自己説明的なself-explanatory<sup>13)</sup>目録とはどのようなものかを考えたい。

これ以降、2ではISAD(G)についての議論とそこでのISAD(G)理解を整理し、ISAD(G)の記述対象とその階層設定の方法を確認したい。さらに3でISAD(G)は、これを作成するのに先だって1992年にICA記述標準特別委員会総会で採択された「記録史料記述に関する原則についての声明(以下、「声明」と表記)の段階から方法論的な特徴としての「コンテキスト」を重視し、この点が第2版への改訂でさらに深められていることを示す。4では、目録記述のもう一つの重要な視点である「適切さ」、利用者にとっての利便性の問題にふれてまとめとしたい。

## 2. ISAD(G)の記述対象と階層設定

森本祥子氏は、東京都公文書館所蔵の「第3回アジア競技大会」組織委員会資料を取りあげて、ISAD(G)適用の「典型的な形」を提示しようとした「記述実験」の中で「ISAD(G)は階層構造を表現するためのもの、という理解をときに耳にする」が、「階層構造の分析は記述の前提なのであってISAD(G)にのっかって記述すれば階層性が表現できるというわけではない。」「ISAD(G)は、記述対象史料が自らに内在する階層構造をふまえて編成されていることを前提としている」<sup>14)</sup>と述べた。

これに対して鎌田和栄氏は、「その『前提』が成立しなかったらどうなるのだろうか。」「従来の固定された主題別分類目録がしばしば疑問視されるようになってきた昨今では、『古文書』研究や『古文書』目録を考える時に階層構造を持たせる(持つ)こと自体が理解され難いのではなく、その階層構造分析がどこまで正しいのか、極端に言えば100%正確な階層構造の再構築がほぼ不可能である場合が多いから、現場の整理者は頭を痛めているのである。」「何年かけても整理が終了するまでは、ISAD

(G)を適用できないのであろうか」<sup>15)</sup>と述べている。

また、中野美智子氏は池田家文庫の岡山藩政史料整理の実践を踏まえて、ISAD(G)が準備されている早い段階で「階層構造の抽出は概念的には理解できるが、実際には近世文書の場合、目録の標準化よりも困難な課題で、研究課題の領域となる」<sup>16)</sup>と述べていた。

こうした古文書のいわゆる「構造分析」の困難さから「ISAD(G)の適用には、目録記述の対象となる資料群の選定等について、今後も慎重に検討していく必要がある」<sup>17)</sup>という指摘がなされている。

周知のように「構造分析」は安藤正人氏が提唱した資料整理・編成論である。安藤氏は1985年にM. クックの理論をもとに、表「史料整理と記述のプロセス」を発表し<sup>18)</sup>、これをもとにその後93年に資料群の現状を重視した調査方法として「段階的整理」を提案した<sup>19)</sup>。

各段階で作成される目録は、95年に次のような独自の役割をもつものと整理されている<sup>20)</sup>。

- (1) 概要調査目録(保存現状などの環境情報や小群単位の形態情報の記録化と提供)
- (2) 内容調査目録(一点または小群単位の内容情報の記述と提供)
- (3) 構造分析目録(記録史料群の内的構造情報の説明的記述と提供)
- (4) 多角的検索目録(年代・主題などからの多角的検索手段の提供)

この段階論では「分析的整理の目標」を第3段階の「構造分析目録」、すなわち「記録史料群が内包している、記録発生母体の組織と機能を反映した体系的秩序を再構成し、これを目録などの検索手段のかたちで記述編成すること」においている<sup>21)</sup>。それは「人為的な分類主義そのものに疑問を呈し、それぞれの記録史料群が本来的に内包している体系的・有機的な秩序構造を検出し、これを保全あるいは復原することこそ本当の意味での整理」であるという「記録史料群の構造的認識」に基づいたものである<sup>22)</sup>。この「段階的整理」と「記録史料群の構造的認識」は、その後の安藤氏の編成・目録記述論の中心的な概念となっている。

ISAD(G)がこのような「構造分析」を不可欠としているという理解は、1995年以降の日本でのISAD(G)の紹介のされ方を反映したもの<sup>23)</sup>でもある。1995年に安藤正人氏は「まず、記録史料目録の標準化と電子化の前提として」「記録史料群の体系的秩序を復原(のちに「復元」に訂正・引用者)した構造分析目録(基本目録)の考え方を確立する必要がある」<sup>24)</sup>とした。さらに1998年に欧米における記述標準化の動向を跡づけ、ISAD(G)を作成するに先だって採択された「声明」において、「記録史料のコンテキストを示すことが記述の最大の主眼」としていることが示された。その流れの中でISAD(G)が「あくまで『一般原則』であって目録規則ではない。したがってかなり柔軟性に富んでいる」ことが触れられ、マルチレベル(多層)記述、記述のエリアと記述要素<sup>25)</sup>を紹介した。

ただ、同年の別の論考では「大切なのは標準化と電子化そのものではなく『記録史料群の体系的構造に照応した目録記述方式』の標準化と電子化なのである」<sup>26)</sup>と述べている。

ここでまず、私たちがISAD(G)を理解する上で確認しなければならないのは、ISAD(G)は、「記述単位の性格や規模にかかわらず目録記述に広く適用されることを目指し」<sup>27)</sup>た標準化のための一般原則である点であろう。

26の記述要素が準備されているが、各記述レベル(フォンド、シリーズ、アイテムなど)で国際的な相互交換に必須とされるのは、6要素(a. レファレンスコード、b. タイトル、c. 作成者[第2版

でタイトルから分離され追加] d. 年月日、e. 数量、f. 記述レベル)にすぎないとされている。

また「声明」では、「もっとも広い意味における『記録史料記述』は〔記録史料が〕いかなる管理の段階にあるにもかかわらず、特定されるか、もしくは明確にされる要素のすべてが対象である」、「いかなる段階においてもその情報は可変なものであり、記録史料またはその出所についてのあらたな知見によって修正されることが可能であること」<sup>28)</sup>としており、その意味ではISAD(G)は、安藤氏の段階論における「構造分析」がおわるまで適用できないものではなく、「内容調査目録」、場合によっては「概要調査目録」<sup>29)</sup>をも対象としうるものである<sup>30)</sup>。

資料群レベルのガイドの「国際的な記述標準の考え方を適用」<sup>31)</sup>して1996年に刊行された『史料館収蔵史料総覧』も「編集にあたって」で「本格的な史料整理が済んでいないものも少なくない」と記述の更新の必要性が述べられていた。その意味でこの『総覧』は必ずしも安藤氏のいわゆる「構造分析」を経たものとはいいいにくい<sup>32)</sup>。それにもかかわらず、国際標準の考え方を適用した「わが国初の本格的な『ガイド』をめざして作成」したという史料館の目論見は十分に達成されていると考える。

このようにISAD(G)が必ずしも「記録史料群の体系的秩序を復元した構造分析目録」あるいは『記録史料群の体系的構造に照応した目録』であることを必須としていないことは、もう一方でISAD(G)が対象としている資料群からみると、より明確になる。

ISAD(G)が対象とする資料群の幅広さは、森本祥子氏の指摘によれば、第2版ではさらに広げられ、記述対象となる段階が文書館等による管理以前にまでひろがり、また階層をもたない収集資料にまでおよんでいるという。電子化の進展のなかで、「記述関連の作業は場合によって文書の作成以前」へも拡張され、また「有機的に蓄積される『フォンド』と、そうでない『コレクション』とを区別」することによって、森本氏は「フォンドの定義はより一層明確になり、同時にコレクションもISAD(G)の対象となりうるがかえって従来よりはっきりした」<sup>33)</sup>と述べている。

このようにみえてくると、ISAD(G)は階層性が大きく崩されてしまった資料群、あるいは断片的な残り方をしているため個々の資料の全体における位置づけが明確にできない資料群、さらには「出所とは関係なく共通する特質に基づいて集められた文書的人為的な集合」<sup>34)</sup>である収集資料(コレクション)をも記述の対象としていることがわかる。

またマルチレベル記述は、資料群の階層性を記述できる技法として準備されているが、「全体から個々の部分への記述〔ISAD(G) 3.1〕という記述組織化のルールをとっているため、全体としてのフォンドの記述は不可欠だが、それ以下の階層レベルの選択とその階層設定の方法は緩やかである」<sup>35)</sup>。

すなわち、フォンドの下位にあるサブ・フォンドは、「作成組織また機関の業務遂行上の下部組織に対応して設定されるか、またはそれが不可能な場合は、資料自体の地理的区分、編年、職務functional(翻訳では「機能」-引用者<sup>36)</sup>)、あるいは類似の分類によって設定される」<sup>37)</sup>とされ、下部組織が明確な場合はそれに基づいて、明確でない場合はその他の分類によって設定されることが示されている。

ISAD(G)の起草に関わったM. クック氏は、階層レベルの選択について「忘れてはならないのは、どのレベル(サブ・フォンド、シリーズ、アイテムなど-引用者)も必ず記述されなければならない、というわけではないことである。アーキビストはある特定の記録史料を管理したり記述したりする際

に、不必要だと考えるレベルがあればそれを採用しなくてもよい」<sup>38)</sup>と述べている。

「記録史料群の体系的構造に照応した目録記述」は下部組織の構成が明確な資料群において採用される方法であり、それが難しい場合は、職務上の連続性に根拠がある場合にはそれが、さらに地理や編年などの分類が採用されることになる。

「原秩序」が大きく破壊されているか、コレクションのように最初から存在しない場合には、資料群に構造を課すのは編成・整理者の仕事ではないだろう。その場合には資料群を調査した際の状態を維持するという意味で「現状」が、まず尊重されるべきだろう。資料群の階層性が不明確な資料はけっして少なくなく、そうであったとしても十分に資料的な価値が残され、できるだけ速やかに公開される必要があるのだから。

紹介時にISAD(G)が目録規則ではないことが触れられながら、国際的な情報交換のための統制された規則と混同されて一般に理解されていること<sup>39)</sup>も一般原則であるISAD(G)に対して堅い理解を生んでいると思われる。

### 3. ISAD(G)における「コンテキスト」

ISAD(G)の資料編成の方法に対するこの間口の広さは、標準化という特殊な目的から緩められたものだろうか。また、ISAD(G)は階層性が明確でない資料群やコレクションをも編成・記述する上でどのような方法を準備しているのだろうか。

1992年の「声明」では、目録記述Archival Descriptionの目的を次のように定義している。

「記録史料記述の目的は、記録史料に対するアクセシビリティを高めるため、記録史料のコンテキストや内容を特定したり、説明したりすることにある。これは記録史料を正確accurateかつ適切appropriateに表示representation(翻訳では「再現」-引用者<sup>40)</sup>)することによって、また前もって定められたモデルに従ってコンテキストや内容を組織化することによって行われる。」<sup>41)</sup>

このように「声明」が「コンテキスト」を重視していることは前述の安藤氏の紹介でも言及されていた。そこでは「コンテキスト」は「存在の事情」あるいは「存在事情」と解説され、おもに「記録史料の出所に関する情報」として捉えられている<sup>42)</sup>。

これに対して田窪直規氏は情報メディア一般の構造化記述への関心からISAD(G)を検討し、「コンテキスト重視の姿勢は、記録史料はそのコンテキストに位置付けられてこそ、はじめて意味が生じる(史料としての有意味性を帯びる)という考え方によると思われる」として、「コンテキスト」が出所に関する情報のみならず、「『階層構造上の位置情報』という2重の意味性を帯びて使用されていること」を指摘している<sup>43)</sup>。

本稿ではこの点に加えて、さらにもう一つの「コンテキスト(純粋な意味でのメタデータ)が用意されていることに注目したい。ISAD(G)初版から第2版への改訂を概観するならば、各エリアと構成要素は次のように改められている。

(1) 初版の6エリアに新しい7番目のエリア「3.7記述コントロールのエリアDescription Control Area(「3.7.1アーキビスト注記」「3.7.2規則あるいは協定」「3.7.3記述年月日)」が新たに加えられた。これは「記述がいつ、だれによって、いかに作成されたか」「記述の作成において従った国際的、

国内、地域の規則あるいは協定」「登録あるいは改訂年月日」<sup>44)</sup>に関わる情報がもたらされるエリアである。

(2) 「3.2 コンテキストのエリア」の構成が、初版の「3.2.1 作者名称」「3.2.2 組織歴または履歴」「3.2.3 資料蓄積年月日」「3.2.4 伝来Custodial history」「3.2.5 入手先」から、後半の3つの要素を再編し、「3.2.3 記録管理の歴史Archival history」「3.2.4 入手・移管先」とされた。

この改訂は(1)において編成・目録記述者のコンテキストを明確化する方向で新しいエリアが追加され、(2)において資料群のコンテキストが整理されたといっていよう。

このようにISAD(G)は、資料群の成立・蓄積とその管理のコンテキスト、資料群の階層上の位置についてのコンテキスト、さらに編成・目録記述者のコンテキストと、具体的な記述要素を幾重にも準備している。こうした構成をとることによって、ISAD(G)は編成の成果として見えてきた階層理解を端的に各階層レベルとして表現するとともに、編成過程での編成・目録記述者のコンテキストをも記述できる構成を整えてきた<sup>45)</sup>とみるべきだろう。

その意味では、鎌田氏が提起している編成・目録記述者の資料群理解がどこまで妥当なのかが問える記述要素(とくに「3.2.3 記録管理の歴史」「3.3.4 編成の方法」「3.7 記述コントロールのエリアDescription Control Area」)を備え、編成・目録記述者の方法的根拠を簡潔に記述できる構成を準備しているといえる。もっとも26の記述要素の構成や内容については、「適切な国内の規則によって定義されるべきである」<sup>46)</sup>とされており、国内での議論の積み重ねが求められている。

ここで焦点をあててきた「コンテキスト」と資料群の階層構造的認識との関係を指摘しているのは、保坂裕興氏である。保坂氏は「ISADが階層構造の全体を表示するように指示していないのはなぜか」という問いから、「記録史料の科学的認識は、記録史料群全体の階層構造的認識によって果たされると言うよりも、利用者一人一人にとってはコンテキスト情報の活用によって果たされると言うべきであり、したがって階層構造記述はゴールの一つではなく、プロセスなのではないかと考える」『目録の本質は識別情報を別にすれば、コンテキスト情報の集約と提供にある』と指摘している<sup>47)</sup>。保坂氏の指摘は、新たなより包括的な編成の方法論を模索する上で示唆に富んでいる。しかしながら、その指摘はソシュールの構造主義言語学の理論に照らして、資料編成の実践の外側から導かれたものである。ISAD(G)において重要な方法論的概念として用いられながら、十分に説明されていない「コンテキスト」が、どのような実践と議論を背景に登場してきたのか。おりしもこの2004年には資料群の作成主体にかかわるコンテキスト情報を扱うISAAR(CPF)の改訂が進められている。ISAD(G)、ISAAR(CPF)成立と改訂の実践的・学的コンテキストに、私たちはさらに多くを学ばなければならないと思う。

#### 4. まとめにかえて

最後に、目録記述のもう一つの重要な視点である「適切さappropriate」、利用者にとっての利便性の問題にふれておきたい。

印刷目録の経験を蓄積してきている資料保存利用機関、自治体史編さん機関などでは、読者にとっての分かりやすさ、読みやすさを実現するための様々な「編集」のノウハウを蓄積してきている。そ

のため、長沢氏はISAD(G)にもとづいた目録記述「普遍的な規則に従って構造化されたデータ」と、「分かりやすさ」という「固有の方法意識(史料群の性格に応じた表現上の工夫)」にたって読者に提供される目録とはひとまず分離して考えるべきとされている<sup>48)</sup>。

これに関連してISAD(G)第2版の「はじめにIntroduction」の「6」では、「[この標準は]一般原則として、記述単位の性格や範囲にかかわらずアーカイブズの記述に広く適用できるように意図されている。しかしながら、たとえば目録、カタログ、リストなどのアウトプットのフォーマットやこれらの要素を提示する方法を限定しない」ことが明確にされた。

ただ、これまで見てきたようにISAD(G)が目録記述に求めている「正確さaccurate」は、「記録史料に対するアクセシビリティを高めるため」のものであるならば、あくまでも公開と利用のための「正確さ」であることをはずさないこと<sup>49)</sup>が重要ではないかと考える。

資料群のコンテクストを正確に記述したいという編成・目録記述者の関心は、一方で記述をますます細密に複雑にさせ、編成のために要する時間はながくなり、結果として公開・利用を遠ざけることになる。

また、マルチレベル記述の技法を使っても、その階層構成は2次元に描かれるもので、各階層レベルによって異なった時間をとることはできても、時系列による複雑な階層の変化を表現することはやはり難しい。階層構成が複雑になればなるほど利用者にとって資料群全体は確実にわかりにくくなる。その意味で「正確さ」はあくまでも「適切さ」とともに追求されるべきものだろう。編成・目録記述者は、資料群のコンテクストのみを探求する者ではない。編成・目録記述者は、資料群のコンテクスト、自身の編成のコンテクスト、利用者のコンテクストとつなぐ位置にいると考えられる。

自明のことではあるが、文書館による編成と目録記述は、多くの自治体史編さんや個人研究者の場合と全く同様、人的・予算的・時間的制約の中で行われており、それぞれの資料群について複数の段階的な記述を準備することは実際にはかなり困難である。限られた条件の中で収蔵資料全体を見通した、さらには地域を前提とした文書館の場合は地域に残された資料を視野に入れた作業計画が求められている。

あわせてISAD(G)が策定され日本に紹介された時期にほぼ並行して展開された安藤正人氏と吉田伸之氏<sup>50)</sup>の「現状」「原状」「現秩序」「原秩序」をめぐる議論<sup>51)</sup>の可能性を、調査・受入れ時のコンテクストとしての調査方法論、編成・目録記述論として深めることが重要であると考え。また考古学的なモデルにたった「原秩序」の「復元」の方法論的な問題点については稿を改めて考えたい。

ISAD(G)初版自体が「これは標準化の試みの始まりにすぎない」<sup>52)</sup>と述べているようにISAD(G)は、普遍的で厳格な規則ではなく世界的な編成の実践と闊達な議論の中で鍛えられていくべきものだろう。

〔付記〕本稿は、国立公文書館の「平成13年度公文書館専門職員養成課程修了研究論文」をもとに加筆・再構成したものである。

## 注

- 1) アーカイブズ・インフォメーション研究会『記録史料記述の国際標準』北海道大学図書刊行会、2001 2。本書にはISAD(G)策定に先立って1992年に作成された「記録史料記述に関する声明」もあわせて翻訳されている。原文は、「声明」およびISAD(G)原案はArchivaria 24, Summer 1992 pp 8 - 16およびpp .17 - 23参照。  
最終的にICAが承認した版は、[http://www.mclink.it/personal/MD1431/sito/isaargrp/isad\(g\).html](http://www.mclink.it/personal/MD1431/sito/isaargrp/isad(g).html) [2004 2 . 29] を参照した。
- 2) *General International Standard Archival Description*. Second Edition, 1999 ( ページは<http://www.ica.org>で配付されているPDF版による [2004 2 .10] )
- 3) 水野保「近代行政文書目録の現状と課題」『記録史料の情報資源化と史料管理学の体系化に関する研究』研究レポートNo 2、1998 3。
- 4) 小暮隆志・鈴木一哉「群馬県立文書館ホームページ上での館所蔵文書紹介の試み」群馬県立文書館『双文』18、2001 3。群馬県立文書館ホームページは、<http://www.archives.pref.gunma.jp>を参照。  
梅原康嗣「行政文書の目録記述のあり方とガイド」『長野県立歴史館研究紀要』7、2001 3。  
豊見山和美「公文書目録データベースにおける階層構造の表現に関する試み」『沖縄県公文書館研究紀要』3、2001 3。同「階層性を意識した公文書目録の作成」『記録と史料』11、2001 3。豊見山氏は、ISAD(G)を「厳密にあてはめるとどうなるかということにはこだわらなかった」が「声明」が示す資料記述の定義・目的は尊重したと述べている。沖縄県公文書館『ARCHIVES』14、2001 3もあわせて参照。ホームページは、<http://www.archives.pref.okinawa.jp>を参照。  
柴田知彰「記録史料群の内的秩序の復元に関する一考察」『秋田県公文書館研究紀要』7、2001 3、同「明治期秋田県庁文書群の内的秩序の復元」『秋田県公文書館研究紀要』8、2002 3。  
牟田昌平・小林昭夫「アジア歴史資料センター - 本格的なデジタルアーカイブを目指して - 」『情報管理』45 ( 7 )、2002 .10。アジア歴史資料センターのホームページは、<http://www.jacar.go.jp>を参照。
- 5) [http://history.nijl.ac.jp/db/akyoyu/akyoyu\\_top.htm](http://history.nijl.ac.jp/db/akyoyu/akyoyu_top.htm) [2004 2 .10] ]
- 6) 安藤正人「記録史料学とアーキビスト」『岩波講座日本通史』別巻3、1995 .12の評価である。
- 7) 青山英幸「アーカイブズ編成・情報化論の現在」『アーカイブズの科学』下、2003 .10。
- 8) 森本祥子「アーカイブズの編成と記録標準化」『アーカイブズの科学』下、2003 .10。
- 9) ISAD(G)第2版では、初版で知的側面に限定していた編成arrangementを物理的な整理作業をも包摂して「アーカイブズの諸原則( archival principles )によって資料を分析し組織化する物理的・知的過程とその成果」とより広い定義をしている。
- 10) 長沢洋「記述標準化の前提について - ISAD(G)と記録史料記述と目録」『広島県立文書館紀要』5、1999 3。
- 11) ISAD(G)では、「フォンドFonds」を以下のように定義している。「特定の個人、家、団体が活動するなかで( 第2版では、特定の個人、家、団体の活動と職務functionsのなかで - 引用者 ) 有機的に作成され、蓄積され、使用された記録( documents、第2版ではrecords - 引用者 )の総体。〔その記録は〕形態や媒体を問わない。〔前掲『記録史料記述の国際標準』31頁〕。
- 12) 浅学のため学説的な論証はできないが、「原秩序尊重の原則principle of respect for original order」は、たとえば1984年のICAの用語事典ですで見出し語としてたてられておらず、「登録簿の原則registry principle」を参照することが指示されている。

「登録簿の原則registry principle」は、「単一の出所のアーカイブズはレファレンス番号や現存する関係を保存するために、作成機関や組織によって確立された編成を保持すべきであるという原則」とされている。

さらに「原秩序の復元restoration of original order」は、「登録簿の原則の適用」として説明され、「編成arrangement」も『出所の原則』『登録簿の原則』に基づき、もとの機関の管理上の構造や権限あるいは職務functionを反映させて記録やアーカイブズを組織化する過程に含まれる知的作業。これが難しいならば、形態や様式、アルファベット・地理・主題別配列といった文書の内容などの基準を採用して組織化してもよい」とされている(ICA Handbook Series Volume3, *Dictionary of Archival Terminology*, 1984; Second Edition, 1988)。

このように少なくとも80年代には、「原秩序尊重の原則」は、より根拠の明確な「登録簿の原則」という形で整理されてきているのではないだろうか(その上で「登録簿の原則」の問題点は指摘されているが)。

ISAD(G)では、「シリーズ」を「ひとつの」ファイリングシステムにしたがって編成されるか、あるいは同一



- の蓄積やファイリングの過程で生じるか、同一の活動から生じたためにひとつの単位として管理される記録であり、特定の形態をもっていたり、記録が作成・收受・使用される際に生じたなんらかの他の関係により、ひとつの単位として保持されていたりする〔ISAD(G) Second Edition, p.11〕としており、同一の文書管理システムに基づくか、その結果として特定の形態的まとまりをもつものとしている。
- 13) 「声明」の「1 範囲と目的」の「1.3」において、国際標準の目的のひとつに「a. 一貫して適切かつわかりやすいself-explanatory記述を保証する」ことがあげられている。これはISAD(G)初版、第2版の目的(1.1)にも掲げられているものである。
- 14) 森本祥子「『国際標準記録史料(一般原則)』適用の試み - 行政文書の場合」『史料館研究紀要』29、1998.2。
- 15) 鎌田和栄「公文書館の国際化と史料記述標準化問題について - 21世紀にあたり公文書館・アーキビストは何をしていくべきか」『記録と史料』11、2001.3、同「『オープンセミナー・イン・きょうと2000』参加記」『地方史研究』290、2001.4、同「『古文書』目録に関する一考察 - 冊子目録を中心に」『和歌山県立文書館紀要』7、2002.3。
- 16) 中野美智子「近世史料目録の標準化の問題点と課題 - 『日本目録規則1987年版』第11章 非刊行物 第1次案をめぐって」『記録と史料』3、1992.8。
- 17) 龍野直樹「書評：安藤正人『草の根文書館の思想』」『記録史料と現代』、『記録と史料』9、1998.10。
- 18) 安藤正人「史料整理と検索手段作成の理論と技法」『史料館研究紀要』17、1985.9。
- 19) 同「記録史料調査の理論と方法 - 現状と課題」『牛久市小坂・斎藤家文書概要調査報告書』1993.3。
- 20) 同「記録史料学とアーキビスト」『岩波講座日本通史』別巻3、1995.12。
- 21) 同「記録史料調査の理論と方法 - 現状と課題」『牛久市小坂・斎藤家文書概要調査報告書』1993.3。
- 22) 同「記録史料学とアーキビスト」。
- 23) 森本祥子氏によれば、「日本で広くISAD(G)が紹介されたのは、河野敬一「ヨーロッパ各国公文書館におけるデータベース化の現状」『北の丸』1995.3以降である(森本祥子「アーカイブズの編成と記録標準化」『アーカイブズの科学』下、2003.10)。「国際文書館評議会記述基準特別委員会『国際標準記録史料記述：一般原則』(『記録と史料』6、1995.9)では「本来ならばStatement(「声明」-引用者)の翻訳の後にISAD(G)が紹介されるべきではある」としながら、日本の現状から「フォンド以下の構造的把握とその表現を例示しているISAD(G)にほうがアプローチし易いと思われた」と述べている。
- 24) 前掲、安藤「記録史料学とアーキビスト」『岩波講座日本通史』別巻3、1992.12(安藤前掲書『記録史料学と現代』37頁)。
- 25) 安藤正人『記録史料学と現代』1998、188 - 190頁。
- 26) 同上、50頁。
- 27) 前掲『記録史料記述の国際標準』、26頁。
- 28) 注1、9頁。
- 29) 安藤氏が「管理上はともかく、利用には概要目録さえあれば十分だともいえる」とした島根県立図書館所蔵松江藩御奉行文書の概要目録の事例は、これに該当すると思われる(安藤前掲書『記録史料学と現代』140頁)。
- 30) 福井県文書館の収蔵資料目録データベースは、「古文書」は2階層をなしている「家目録」「資料目録」がそれぞれ必須6項目のうち5項目をもっており、残りの「記述レベル」は明示されていないものの、必要な際に上下の階層に移動できるように表示されるという意味で、ISAD(G)に準拠しているといってもいいと思われる。「公文書」はフォンドレベルを整備すれば、準拠することになるだろう。もっともこの点は、「記述は全体から個々の部分へ」(ISAD(G) 3.1)という記述組織化のルールに反しており、大きな欠点である。これは福井県庁の文書管理についての私たちの研究蓄積がなく、行政組織規則の戦後間もない時期の改廃、戦前期については資料上の制約から部課の組織変遷、文書管理規程の変化等は十分に明らかになってはいないことによる。
- 31) 前掲、安藤『記録史料学と現代』196頁。
- 32) 『史料館収蔵史料総覧』は、「文書群が内包する有機的な構造ないし体系的秩序を再構成する」ことを目標としながらも、収載530資料群の中で複製資料を除いた412資料群のうち、検索手段として『史料館所蔵史料目録』が刊行されているものは約20%である。さらに128資料群がマイクロフィルム収集資料であり「文書群の階層構造を踏まえた記述が困難であることが少なくなかった」と記されている。(「編集にあたって」国文学研究資料館史料館『史料館収蔵史料総覧』名著出版、1996年)。
- 33) 森本祥子「アーカイブズの編成と記録標準化」『アーカイブズの科学』下、2003.10。
- 34) ISAD(G) Second Edition, p.10.

- 35) 森本祥子氏は、ISAD(G)を適用したイギリスでの事例報告のなかで、「史料群の階層構造理解について再定義を迫られて辿り着いた理解」として「マルチレベルという見方は、要するに、どの文書も孤立せず史料群全体のコンテキストの中で把握される、ということを保証する考え方」であると紹介している(注33)。
- 36) 欧米のアーカイブズ学が「書かれている内容の主題」によって資料群を整理することへの明確な批判(ジェンキンソン、安藤正人「史料整理と検索手段作成の理論と技法」『史料館研究紀要』17、1985 9)にたつて展開してきたこと、これをもとに安澤秀一氏・大森修氏・安藤正人氏が「人為的な分類主義」を批判した成果を重視するならば、ここでのfunctionは、「職務」が適切ではないだろうか。「機能」は極めて多義的であり、主題と同様に作成主体の活動のコンテキストとかけ離れた側面を持ち込むことも可能にしてしまうためである。
- 37) 前掲『記録史料記述の国際標準』32頁。
- 38) M. クック「ISAD(G)からオーソリティ・コントロールへ：国際記述標準中間報告」前掲『記録史料記述の国際標準』105頁。
- 39) 田窪直規氏はEAD開発の中心的な担い手であるピティの整理を次のように紹介している。ISAD(G)は「記述のカテゴリーやそれらの関係に関するもので、意味論や統語論を構成し、規定的というよりは包括的な構造的フレームワークとなるもの」であり、これに対してEADはコミュニケーションのフォーマットもしくはISAD(G)のような構造的標準の統語的表現に関するものであるという(同「国際標準記録史料記述一般原則：ISAD(G)(General International Standard Archival Description)-その基本構造・考え方と問題点-」『レコード・マネジメント』No. 44、2002 3)。
- 40) アーカイブズ・インフォメーション研究会の翻訳ではrepresentationを「再現」としているが、ここでは目録記述における「適切さ」を重視し、また「復元」モデルをとることをひとまず留保するために、より一般的な意味あいをもつ「表示」とした。この目録記述の目的に言及した部分は、ISAD(G)第2版の「はじめにIntroduction」の2に取り入れられている。
- 41) 前掲『記録史料記述の国際標準』15頁。
- 42) 安藤前掲書『記録史料学と現代』184 - 186頁。
- 43) 田窪直規「国際標準記録史料記述一般原則：ISAD(G)(General International Standard Archival Description)-その基本構造・考え方と問題点」『レコード・マネジメント』44、2002 3 1 - 22頁。なお、田窪氏はISAD(G)の階層レベルにおいて、フォンド、サブ・フォンドは「いわば、組織の筋目による階層化」、「それ以下のシリーズ、サブ・シリーズ、ファイルは、いわば、物品管理の筋目による階層化」という構成をとっており、「メッセージ階層にキャリアー階層を継いでいる点」を問題点としてあげている。
- 44) ISAD(G) Second Edition, pp 34 - 35 .
- 45) ISAD(G)初版に対しては、安藤氏は「階層構造がフォンド全体を理解するキーポイントであることを考えると、これでは「3 3 4整理の方法」のみでは：引用者)まだ不十分だ(前掲、安藤『記録史料学と現代』190頁)と述べ、記録史料情報管理論研究会(全史料協)のISAD(G)初版見直しに関する意見でも「3 3 .1(範囲と内容/要約)または(整理の方法)に付け加えるか、あるいは新たな項目を設けるなどの方法によって『記述単位の構造』を記述要素に入れるべきである(記録史料情報管理論研究会(全史料協)『国際標準記録史料記述：一般原則』ISAD(G)の見直しに関する意見」『第24回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会』1998 .11 .11 - 13)との指摘がなされた。ISAD(G)第2版では「3 3 4整理の方法」に「記述の単位の内部構造、分類のシステムあるいは秩序についての情報を提供する」という説明が取り入れられた。「3 3 .1資料内容」との調整は、国内の取り決めによるとされている。
- 46) 16 ,ISAD(G) Second Edition, p 7 .
- 47) ここで保坂氏は丸山圭三郎『ソシユールを読む』を援用して「目録が対象とした記録史料の作成者(作成・蓄積母体)の記号/体系=コンテキストが最も重視されるべきであり、主要な情報として記述される必要がある」としている。ISAD(G)に思想的・方法的背景を探ろうとする興味深い論考である。(保坂裕興「電子目録と国際標準の思想」『歴史評論』594、1999 .10)。
- 48) 長沢洋「記述標準化の前提について - ISAD(G)と記録史料記述と目録」『広島県立文書館紀要』5、2000 3。
- 49) その意味で目録批評の取り組みは重要である。神谷智氏は「PC検索を用いない二次元の史料目録では、専門的・科学的見地に加えて利便性やみやすさを考慮に入れて目録を編成する必要がある」としている。(神谷智「目録批評」『尾張国名古屋元材木町犬山屋神戸家文書目録(その1)・(その2)』、史料館編『尾張国海西郡森津新田武田家文書目録』、国文学研究資料館史料館『史料館報』78、2003 3)。

- 50) 吉田伸之「現状記録論をめぐって」、同「現状記録の方法について」『紙魚之友』9、1990 3(吉田伸之・渡辺尚志『近世房総地域史研究』東大出版会、1993)、吉田伸之「史料細胞現状記録の方法について」『千葉県史編さん資料 千葉県地域史料現状記録調査報告書』1、1995、吉田伸之「現状記録論と調査・研究」『史料館報』63、1995 9、吉田伸之「現状記録調査と「フリーズ」方式」『千葉県史編さん資料 千葉県地域史料現状記録調査報告書』4、1998 3。
- 51) 両者の議論に言及したものとしては以下のものがあげられる。  
藤井譲治「現状記録調査と自治体史編纂」『千葉県史編さん資料 千葉県地域史料現状記録調査報告書』5、1999 3、藤井譲治「近世史料の調査と古文書学」『古文書研究』50、1999 .11、高橋実「記録史料調査論の現段階」『作新学院大学紀要(作新学院大学経営学部)』10、2000 3、高橋実「文書調査の現段階」『今日の古文書学』12、2000 6、塚本明「史料保存と『現状記録』 - 『西家文書調査報告書』に寄せて」『三重県史研究』16、2001 3
- 52) 前掲『記録史料記述の国際標準』28頁。